

交通安全施設管理要綱の制定について

平成22年9月30日
例規（交規）第46号
警察本部長

〔沿革〕 平成27年2月例規（交規）第5号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成22年10月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、交通安全施設の設置及び管理要綱の制定について（昭和57年例規（交規）第11号）は、廃止する。

交通安全施設管理要綱

第1 目的

この要綱は、信号機、道路標識及び道路標示等（以下「交通安全施設」という。）の適正な維持及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 体制

1 本部責任者

- (1) 県本部に本部責任者を置き、本部責任者は、交通部交通規制課長をもって充てる。
- (2) 本部責任者は、交通安全施設の維持及び管理に関する事務を統括する。

2 署等責任者

- (1) 署及び交通部高速道路交通警察隊に署等責任者を置き、署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）をもって充てる。
- (2) 署等責任者は、管轄区域内における交通安全施設の維持及び管理に関する事務を処理する。

第3 交通安全施設の維持及び管理

1 信号機

(1) 適正な管理

- ア 本部責任者及び署等責任者は、常に交通状況を把握して、信号機が効果的に作動し、その機能を十分に発揮できるよう信号周期等の適正な運用に努めなければならない。
- イ 本部責任者は、信号機に管理番号を付し管理の適正を期さなければならない。
- ウ 署等責任者は、信号機の機能が損なわれることのないよう常に点検し、信号機の維持管理に努めなければならない。

(2) 移設、修理等の申請

- ア 署等責任者は、信号機の移設や改良、修理、増灯等が必要であると認めた場合は、速やかに本部責任者に報告しなければならない。
- イ 本部責任者は、署等責任者から前アの報告を受理した場合は速やかに調査し、必要な措置をとらなければならない。

(3) 信号制御機の鍵の管理

ア 署等責任者（高速隊長を除く）は、信号制御機の鍵の保管状況を交通安全施設
端末装置用鍵出入簿（別記第1号様式）により明確にしなければならない。

イ 署等責任者は、取扱責任者を指定するものとする。

ウ 取扱責任者は、交通課長をもって署等責任者の補助に充てる。

2 道路標識及び道路標示

(1) 適正な管理

署等責任者は、設置された道路標識及び道路標示の適正な維持管理に努めなければ
ならない。

(2) 移設、修理等の申請

ア 署等責任者は、道路標識等の移設、修理等が必要であると認めた場合は、速
やかに本部責任者に報告しなければならない。

イ 本部責任者は、署等責任者から前アの報告を受理した場合は速やかに調査し、
移設又は修理等の所要の措置をとらなければならない。

第4 交通安全施設の点検

1 本部責任者の定期保守点検

本部責任者は、交通安全施設の機能を維持するため、定期的に機器等の点検、修理、
調整等を行うものとする。

2 署等責任者の点検

署等責任者は、交通安全施設の適正な管理を図るため、次の点検を行うものとする。

(1) 常時点検

警ら、その他通常活動を通じ、外観状況、視認性、その他異常の有無を点検するこ
と。

(2) 定期点検

原則として1年に1回以上外観状況、視認状況、信号周期、その他異常の有無を点
検すること。

(3) 特別点検

風水害、落雷等の異常気象、その他の理由により交通安全施設に異常が発生し、又
は発生するおそれがある場合に、異常の有無を点検すること。

3 保守業者に対する指導監督等

署等責任者は、定期点検について、交通安全施設保守業者（以下「保守業者」とい
う。）が実施する場合、点検日程表により管轄区内における点検の予定を把握し、必
要な指示を行うとともに、点検を実施した場合には、保守業者から報告のあった「定
期保守報告書」等によりその内容を確認すること。

第5 交通安全施設の破損又は障害が発生した場合の措置

1 署等責任者の措置

(1) 署等責任者は、交通安全施設の破損、その他の障害により交通の危険が生じるお
それがあると認めるときは直ちに交通上の危険防止、交通整理その他必要な応急措
置を執るとともに、本部責任者に通報しなければならない。

(2) 前(1)に該当する場合で、交通安全施設の修復に予算措置を伴うときは、速やか
にその状況を交通安全施設等破損報告書（別記第2号様式）により本部責任者に報

- 告するとともに、本部責任者と連携を図りながら当該交通安全施設の修復を行うものとする。
- (3) 署等責任者は、交通安全施設の破損につき当事者が判明している場合においては、速やかに誓約書を徴し、本部責任者に送付するものとする。
- (4) 署等責任者は、交通安全施設の障害が原因と思われる交通事故を認知したときは、速やかにその状況を本部責任者を經由して本部長に報告しなければならない。

2 本部責任者の措置

- (1) 本部責任者は、交通安全施設の障害の発生を知った場合は、速やかに当該交通安全施設の設置場所を管轄する署等責任者にその状況を通報しなければならない。
- (2) 本部責任者は、署等責任者での交通安全施設の修復が困難であると認めた場合は、速やかに保守業者を障害の発生場所に派遣するとともに、必要により交通部交通規制課員を派遣し、交通安全施設の修復等を行うものとする。
- (3) 本部責任者は、当事者が判明している交通安全施設の破損を認知した場合には、確約書を作成し、債権の適正な管理を行うものとする。

第6 発動発電機の取扱い

- 1 署等責任者は、信号機用可搬型発動発電機点検記録表（別記第3号様式）を備え付け、信号機用可搬型発動発電機（以下「発動発電機」という。）の点検状況を明らかにしなければならない。
- 2 署等責任者は、発動発電機を常に良好な状態に保つとともに、有事の際直ちに使用できるよう適切な保管管理に努めなければならない。
- 3 署等責任者は、発動発電機を保管場所に確実に収納し、火災、盗難等の事故防止に配慮しなければならない。
- 4 署等責任者は、緊急事態が発生した場合に迅速適確に使用できるよう発動発電機の保管場所及び使用方法について、所属警察官に周知徹底しなければならない。
- 5 発動発電機を使用する場合は、運転による周囲の騒音、振動等の影響についても配慮しなければならない。

（以下様式省略）

